

地方公共団体における被害者支援



白梅学園大学子ども学部 講師
尾崎万帆子

はじめに



全国すべての都道府県・政令指定都市
市区町村の99.7% で総合的対応窓口が設置

(2018年4月1日時点において:平成30年版犯罪被害者白書より)

⇔2007年の窓口設置率

都道府県63.8%、政令指定都市17.8%、市区町村17.7%

(内閣府犯罪被害者等施策推進室「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査報告書」(2008)より)

はじめに



⇔ ・支援体制を整え、支援を行っている市区町村は一部

・被害者条例を制定している都道府県	66.0%
政令指定都市	50.0%
その他市区町村	25.3%

(2018年4月1日時点において:平成30年版犯罪被害者白書より)

→「安全・安心まちづくり条例」等に被害者支援の
条文を盛り込んだものを含むという統計の問題??

※特化した条例は、都道府県 17／47(36.2%)
政令指定都市 6／20(30.0%)

市町村が被害者支援をする必要？



キーワード：「支援の補完」

→警察や被害者支援センターで

- ・被害者がのぞむ支援すべてを実施できているのか？
- ・支援を必要とする被害者すべてを対象としているか？
- ・必要とする期間すべてにわたり支援できているか？



市町村には、被害者支援に
必要かつ重要な資源が多くある

- ・予算補助
 - ・広報啓発
 - ・職員研修
- におけるバックアップ

- ・重大事案発生時の連携

都道府県

- ・庁内連携
- ・住民サービスに基づいた支援
- ・地域行政関連機関との連携
- ・条例による特化した支援

- ・警察の支援が難しい事例
- ・経済被害・性被害
- ・被害者による支援先の選択

市区町村

- ・刑事手続終結後の支援
- ・長期継続的な支援

他の機関の
支援を「補完」

都道府県
警察
(警察署)

被害者支援
センター

刑事手続に関する情報提供・支援
被害者情報の提供

カウンセリング
法律相談・裁判付添い支援
民間機関ならではの支援

市町村が被害者支援をする必要？



被害者が必要とする4つの支援

- ①住宅、雇用、家事、育児、介護などに関する生活支援
- ②心身に対する心理・医療的支援
- ③失われた経済的基盤や、新たに要する治療費などの出費に対する経済的支援
- ④刑事・民事手続に関わるうえでの支援

警察による被害者支援



▪ 刑事司法手続きに関わるうえでの支援

- 診断書作成などに必要な費用の公費負担
- 資格を有する警察職員によるカウンセリング
- 精神科医の診察に係る費用の公費負担

→ 心理・医療的支援

- 再被害防止のためのパトロール、防犯指導
- 一時的に避難する宿泊場所の費用の公費負担

→ 安全の確保に関わる支援

- 事件直後からの生活支援（一部の事件に限る）

警察による被害者支援



警察による支援の限界

- ・被害者が被害を届け出ることが支援の前提
 - ⇔性被害で被害者が届出をためらう場合
- ・犯罪による被害に限定される
 - ⇔事件化が難しいと判断された被害
犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害
- ・刑事司法手続の終了と共に支援が終了するのが原則

被害者支援センターによる被害者支援



- ・警察や検察での事情聴取や裁判の傍聴など
- ・法的問題解決のための弁護士相談
- 司法手続に関わるうえでの支援

- ・病院への付添い支援
- ・カウンセラーによる相談
- 心理・医療的支援

- ・日常生活支援、自宅訪問(一部のみ)

被害者支援センターによる被害者支援



支援センターによる支援の限界

- ・資金や人的資源の問題
- ・対象者を身体被害を負った被害者、交通被害者、性被害者、それらの家族・遺族に限定しているところが多い
- ・各都道府県に1つしかないので被害者の物理的アクセスが容易でない

支援内容の補完



警察と支援センターでは、一部の生活支援しか行われていない

⇔ 市町村は生活支援を行うことが可能な資源を有する

- ・ひとり親家庭や障害者、要介護者などを対象とした日常生活支援制度
- ・乳幼児や児童の一時預かり制度
- ・公営住宅を活用した居住の確保に関する支援
- ・ひとり親家庭や障害者、要介護者などを対象とした医療費軽減制度

※基準や条件に合致すれば適用できるが、全ての被害者に適用できるわけではないので、制度の準用や対象の拡大を図る必要がある

支援内容の補完



公的・民間の関係機関との連携の重要性

→市町村は地域の関係機関とのネットワークを持っている
＝市町村を中心とした庁内及び関係機関によるネットワークでの支援が可能

- ・社会福祉協議会
- ・教育委員会、学校、SC、SSW
- ・児童相談所、児童福祉施設
- ・弁護士会、医師会、臨床心理士会、社会福祉士会など

→実務者/担当者単位でのネットワーク

支援内容の補完



庁内における支援ネットワークの必要性

→被害者支援に関わる部署を集めたワンストップ支援

- ・保険年金、生活保護、障害・高齢者サービスなどの福祉分野の部署
- ・死亡届など諸届を受ける手続き部署
- ・保育、子育て支援に関連する部署
- ・SC、SSW、就学支援などに関する教育部署

支援に付随して市町村に求められること



広報啓発

⇒とくにHPの充実化が課題

職員等教育

支援の一覧表示の作成

⇒支援内容に関する被害者の理解を促進
窓口職員による説明も容易に

条例の必要性



- * 被害者に確実に支援を届けることができる
(既存制度ごとに準用や基準の拡大を考えなくてよい
＝被害者に特化した支援が可能になる)
- * 支援の質の保証
- * 法的根拠が明らかになる
→担当者にとっても動きやすくなる・予算確保
関係部署・機関などとの連携・協力がしやすくなる
市民への周知と理解・透明性が確保できる

支援対象の補完



- 警察の支援が難しい事例
 - 財産被害
 - 性被害（事件後の年月が経過している場合や警察への届出を望まない場合）
- 市民の困りごとに広く対応する機関である市町村だからこそできる支援
- 被害者による支援先の選択

支援期間の補完



- 刑事手続終結後の支援

犯罪被害者等基本法第3条3項「基本理念」

：犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

- 生活の場における長期継続的な支援

- 物理的、心理的にアクセスが容易

都道府県の役割



- ・市町村のバックアップが最も重要な役割
 - 支援にかかわる予算の補助
 - 広報啓発・・・県民への広報
 - HPの充実
 - 職員研修・・・職員、関係機関
- ・支援における連携（特に重大事件などにおいて）

今後制定・改正する条例に求められること



- ①「再び平穏な生活を営むことができるようになるまで」？
- ②「二次被害」についての定義づけ
- ③「犯罪被害者の意見の反映」について